

教育委員会

令和7年

北秋田市監査委員公告 第4号

定期監査の結果に対する改善措置状況について

令和6年度定期監査について、北秋田市教育長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年4月28日

北秋田市監査委員 柴田 榮 則

北秋田市監査委員 成 田 義 人

北秋田市監査委員 佐 藤 文 信

定期監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
<p>1. 自動販売機設置と行政財産の目的外使用について</p> <p>(3)教育財産の取扱い</p> <p>学校や公民館等といった教育財産もまた行政財産に含まれるが、その管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第21条第2号により教育委員会の職務権限とされている。</p> <p>そのため、多くの自治体では行政財産の使用許可の手續(財務規則第185条)や普通財産の貸付け手續(財務規則第189条)など、財務規則と同一や関連する規定などを教育委員会規則等として別途制定し、教育財産以外の財産(以下「庁舎等公用財産」という。)に係る使用許可と統一した事務処理により運用しているが、本市では教育委員会に同様の規則等がないため、庁舎等公用財産と同じく財務規則を根拠に市長が許可を決定し、許可書を交付していた。</p> <p>しかし、財務規則第185条第1項には「教育財産管理者を除く。」との規定があり、その条文からして教育財産の使用許可手續の根拠を財務規則に置くことには無理がある。</p> <p>したがって、他自治体の例を参考にしながら教育財産に適用する規則等を早期に制定し、その運用をもって地教行法にのっとった管理に改められたい。</p>	<p>(教育委員会教育総務課)</p> <p>教育財産の取扱いについては、3月27日に行われた北秋田市教育委員会3月定例会において、北秋田市教育財産管理規則として制定され、令和7年4月1日から施行することとしております。</p>